

区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方

平成 23 年 3 月

港区街づくり支援部

はじめに

近年の少子化、高齢化の進展により区民の意識の中で、“やすらぎ”、“憩い”を求める傾向が強まっており、ペットに対する需要の高まりが見られ、ペットを日常生活のパートナーとして飼育する家庭が増えてきています。

また、現在の都会人は多くのストレス、精神的苦痛を抱える一方、動物と一緒に暮らす、あるいは一緒にいることで人に元気や癒しを与えることは多くの研究データにより実証されています。

「インターネット都政モニターアンケート」（平成 18 年度 東京都）では、ペットの飼育率は、『50 歳代』が最も高く、続いて『60 歳代以上』が高くなっています。また、約 43%の人が『今後、ペットを飼いたい、または、飼いつづけたと思う』と回答し、その理由として『心を癒してくれる』が約 65%と最も高い割合でした。なお、ペットの種類としては『犬』が約 48%で一番多くなっています。

港区においては、畜犬登録頭数が平成 17 年度の 6,229 頭から平成 22 年度の 8,710 頭と 5 年間で約 1.4 倍に増加しています。平成 16 年度に実施した公園等利用実態調査では、公園に連れて来られるペットのほとんどが犬でした。

しかし、犬を飼育する家庭の増加の影響で、公園における犬の放し飼いやフンの後始末、不衛生な状態等によるトラブルが数多く発生するようになり、飼い主のマナー向上を求める利用者等から、ドッグランの設置を求める意見が多く寄せられています。

このような状況の中、区は、平成 18 年 9 月に策定した「港にぎわい公園づくり基本方針」において、『人と犬がふれあえるレクリエーション空間づくり』を基本方針として掲げ、人と犬との共存を目指し「ドッグランの設置」について検討することを示しました。

また、平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月まで 3 年間のモデル事業として、芝浦中央公園で試行的にドッグランを開設しました。

これまでの検討や、ドッグラン試行の検証結果、試行期間に公園の利用者からいただいたご意見などを踏まえ、「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」を策定しました。

目次

第1章	ドッグランの必要性とこれまでの取り組み	1
1	ドッグランの必要性と効果	1
2	ドッグランの現状	2
3	ドッグランに関する区民意識	3
4	港にぎわい公園づくり基本方針	5
5	芝浦中央公園ドッグラン試行	6
第2章	ドッグラン設置の基本的考え方	10
1	設置検討にあたっての条件	10
2	ドッグランの管理運営にあたって	11
3	ドッグランの本格整備	12
4	ドッグランの整備内容	13
<添付資料>		
資料1	畜犬登録の状況	
資料2	都内のドッグラン一覧	
資料3	公園等利用実態調査（平成16年度実施）	
資料4	ドッグランに対する区民意見募集（平成17年度実施）	
資料5	芝浦中央公園ドッグラン試行（平成19～21年度）	
資料6	ドッグラン利用実態調査（平成20・21年度実施）	
資料7	芝浦中央公園ドッグラン意見の集約	

第1章 ドッグランの必要性とこれまでの取り組み

1 ドッグランの必要性と効果

ドッグランを公園に設置する必要性は、公園における犬をめぐる事故やトラブルを防止することで安全性、快適性を確保するとともに、人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくり、飼い主のマナーの向上を図ることで、人と犬とが共存し、にぎわいと楽しさのある公園づくりを実現することにあります。

公園にドッグランを設置することにより、以下のような効果が期待されます。

1) 全ての利用者が快適に利用できる公園づくり

平成16年度に実施した公園等利用実態調査の中でも、公園での犬の散歩による利用は多く、他の利用との調整を図っていくためにも、ドッグラン設置の必要性が高いことがうかがえます。

ドッグランを設置することにより、一般の利用との棲み分けが行われ、公園での放し飼いによる事故などの危険を防止し、路上等におけるフンの放置がなくなるなど、飼い主以外の公園利用者もより快適に利用できるようになります。

2) 飼い主のマナーの向上

ドッグランは、単に愛犬家が自分のペットを放し飼いするだけの場ではなく、公共空間としてお互いに基本的マナーを守ることにより初めて、安心して過ごせる空間となります。

ドッグランを通じて、飼い主のマナー教室や犬のしつけ教室などを開催することにより、飼い主のマナーがより一層向上します。

3) コミュニティの場の形成

人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくることにより、都会においては希薄になりがちな住民間コミュニティが犬を通じて形成されることが期待されます。

2 ドッグランの現状

1) 東京都内のドッグラン（資料2を参照）

東京都においては、都民のドッグラン設置の要望を受けて、代々木公園など14公園（海上公園含む）にボランティアの協力や駐車場の整備を条件に設置しています。

また、特別区23区では、世田谷区のように「利用調整型ドッグラン（※）」を整備している場所もあります。しかし、常設ドッグランは4公園となっており、小規模公園が多い区立公園ではスペースの余裕がなく、多くの区で常設ドッグランの設置は困難となっています。

（※）利用調整型ドッグランとは、ドッグラン以外の用途で利用されている区域を利用者団体等によって時間を限定して占用し、仮設ドッグランとして利用するものです。

2) 運営形態

飼い主同士のトラブルや、利用マナーをめぐり一般利用者とのトラブルが見られることから、一般利用者と犬とが共存し、楽しめる空間をつくるため、駒沢オリンピック公園や代々木公園などでは、運営面でボランティアを有効に活用し、飼い主のマナー向上を図っています。

3) 利用料金

公園施設としての利用料金は無料としています。

4) 利用登録制の採用

大井ふ頭中央海浜公園ドッグランなどでは、狂犬病予防等を目的に利用登録制を採用している施設もあり、その方法も初回の登録のみを必要とする施設と、毎年更新を必要とする施設があります。飼い主のマナーの向上を図り安全・安心・快適な利用環境をつくることから、多くの公園で利用登録制が採用されています。

5) 施設形態（規模、エリア区分）

ドッグランの規模は、公園の規模により様々ですが、概ね1,000㎡以上の規模となっています。

また、多くのドッグランでは、犬同士のトラブルを回避するために、小型犬・大型犬ゾーンの2区分、さらにその中間の中型犬ゾーンの3区分を採用しています。

3 ドッグランに関する区民意識

1) 公園等利用実態調査（平成 16 年度実施）（資料 3 を参照）

港区では平成 16 年度に「公園等利用実態調査」を実施し、区が管理する区立公園、児童遊園、遊び場等を対象に利用者、近隣住民等に利用実態、公園の維持管理、今後の公園のあり方に関して調査を行い、今後の公園づくりの基本方針を策定するための基礎資料を収集しました。

その中で、有栖川宮記念公園、亀塚公園、芝公園の 3 つの区立公園で犬を連れて来園する利用者に対して、犬の飼い主アンケートを実施し、ドッグランの設置希望、管理運営のあり方等に関して質問しました。

アンケートの結果は、以下のとおりです。

- ▶ 公園へ連れて来られるペットのほとんどは犬であり、全公園・児童遊園・遊び場・緑地を合算して、1 日あたり平日が 1,224 匹、休日が 1,655 匹で、そのうち放し飼いが平日で 15.7%、休日が 12.3%という結果でした。
- ▶ 犬を連れて来る利用者は区内の方が中心で、区外からの利用はほとんどみられず、利用者の約 91%が徒歩による来園でした。
- ▶ ドッグラン設置の希望に関しては、亀塚公園で約 47%、芝公園で約 44%の利用者が設置を希望しており、有栖川宮記念公園においては約 78%と高い割合で設置希望が寄せられました。
- ▶ 公園での犬の飼い主のマナーが重要となりますが、有栖川宮記念公園で約 54%、亀塚公園で約 89%、芝公園で約 55%の飼い主がマナー講習会への参加を希望していると回答しました。
- ▶ 犬の飼い主以外の公園利用者は、公園内に犬を連れ込むことに関して、「マナーを守れば自由に連れ込んでも良い」とする意見が約 75%を占めている一方で、「禁止にしてほしい」とする意見が約 8%、「ドッグランの設置が条件となる」とする意見が約 9%ありました。

このように、公園での犬の散歩による利用は多く、他の利用との調整を図っていくためにも、ドッグラン設置の必要性が高いことがうかがえます。その前提として、一般利用者の理解を十分得ること、飼い主のマナー向上を図ることが必要となります。

2) ドッグランに対する区民意見募集（平成 17 年度実施）（資料 4 を参照）

区立公園におけるドッグラン設置に対する区民及び公園利用者の意見を聞き取り、ドッグランに対する意識を把握するために、以下のとおり区民意見募集を行いました。

- ・ 募集期間：平成 17 年 6 月 11 日～平成 17 年 7 月 12 日
- ・ 募集対象：港区内に在住、在勤、在学の方
- ・ 募集方法：広報みなと及びホームページにて周知し、
ホームページ、電話、FAX、郵送にて回答
- ・ 意見総数：44 件

意見の概要は以下のとおりです。

<全体的傾向>

- ・ ドッグラン設置に関する賛否は、賛成 64%、反対 20%、その他 16%

<設置に関する意見>

- ・ 歩いて行ける距離にドッグランがほしい。
- ・ ドッグランをつくれればマナーを守る人が増える。
- ・ 放し飼いに対する苦情対策になる。
- ・ ドッグランをつくれれば犬嫌いの人も、子供も高齢者も安心して公園を利用できる。
- ・ 飼い主同士のコミュニティの場としてドッグランがほしい。

<管理に関する意見>

- ・ きちんとしつけされていない犬、予防接種を受けていない犬は利用できないようにする。
- ・ 管理は飼い主が担当制で行う。
- ・ 愛犬家が自主的に清掃をする。
- ・ 犬について知識のある、常駐する管理人が必要。マナーやしつけを注意、指導し、飼育相談にもものる。
- ・ トラブルは自己責任、当事者同士で解決する。

<反対意見>

- ・ 犬を飼っている一部の人達だけのものであり、公共の場につくるべきでない。
- ・ ドッグランをつくったら犬の鳴き声でうるさくなり、公園が憩いの場所でなくなる。
- ・ モラルのない人達のためにドッグランをつくるのは反対。

- ・多額の金銭を投じ新たに施設をつくるより、今ある公園や学校の校庭を開放する方が良い。
- ・例え子供と犬の遊ぶ場所を分けたとしても、臭い、抜け毛、走り回る時の砂ぼこり等、衛生面が心配。
- ・ドッグランをつくってもマナー向上にはならない。マナーの向上を図ってからドッグランを考えるべき。

3) ドッグラン懇談会（平成 18～19 年度、平成 21 年度）

芝浦中央公園でのドッグラン試行に向けて専門的な意見を聴くため、学識経験者や動物愛護推進員等を交えた懇談会を開催し、以下のような議論を行いました。

- ・施設整備内容
- ・管理運営方法
- ・利用規約の内容
- ・利用状況を踏まえた検証（平成 19・21 年度）

4 港にぎわい公園づくり基本方針

公園等利用実態調査を踏まえ、幅広い人々が利用できる公園を目指し、区民協働によるこれまでにない公園の新しい魅力を作っていくため、平成 18 年 9 月に「港にぎわい公園づくり基本方針」を策定しました。

理念とした『にぎわい公園づくり』を進めていく上で、「にぎわいを生む新しい利用の仕方、仕掛けづくり」を方針の一つに掲げ、この中で、「人と犬がふれあえるレクリエーション空間づくり」を基本方針とし、今後の取り組みとして、「ドッグランの設置」、「ドッグラン管理ボランティア育成」、「犬のしつけ教室開催」を記載しました。

5 芝浦中央公園ドッグラン試行

1) ドッグランの試行概要 (資料5を参照)

これまでの実態調査、区民意見及び懇談会での議論を踏まえ、平成19年4月から平成22年3月まで3年間のモデル事業として芝浦中央公園でドッグランを試行的に開設しました。試行概要は以下のとおりです。

○ドッグラン面積	1,058 m ²
○エリア区分方法	小型犬ゾーン、一般ゾーンの2区分
○開設時間	午前9時～午後5時 (10月～翌4月)
(開園時間と同じ)	午前9時～午後7時 (5月～9月)
○利用料金	無料
○利用登録制	なし (畜犬登録・予防接種は必須)
○運営ボランティア団体	なし (港区による管理運営)

2) ドッグラン利用実態調査 (平成20・21年度実施) (資料6を参照)

試行中のドッグランの利用状況を把握するために、調査を行いました。

・調査日

	夏季	秋季
平成20年度	8月2日(土)～8日(金)	10月14日(火)～20日(月)
平成21年度	8月17日(月)～23日(日)	12月18日(金)～24日(木)

・調査内容：ドッグラン利用実態調査

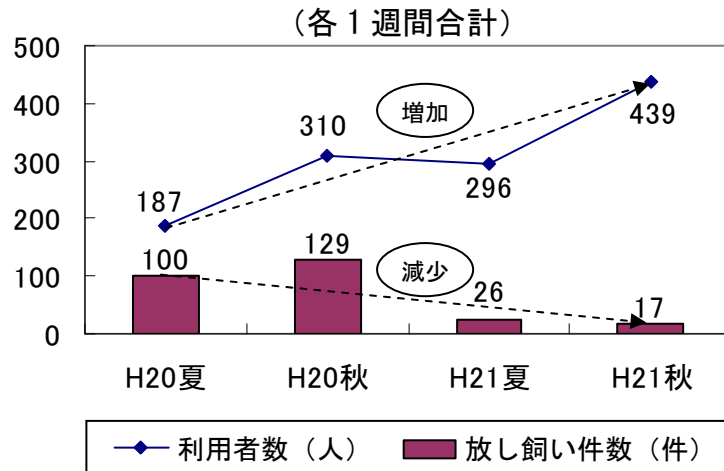
ドッグランに隣接する多目的広場の利用実態調査

ドッグラン外での犬放し飼い調査

<ドッグラン利用者>

- 利用者の属性について、性別は女性59.8%、男性40.2%となっています。
- 年齢層は、40代が最も多く31.6%、次いで30代30.2%、50代16.6%と続いています。
- 居住地域は、芝浦港南地区が76.0%、次いで高輪地区が12.8%、芝地区が3.9%であり、地区内の利用が中心となっています。
- 交通手段は、徒歩が79.3%、自転車が9.4%となっており、近隣の利用が中心となっています。

<ドッグラン利用者数・ドッグラン以外での放し飼い件数>



- ▶ ドッグラン利用者数は全体的に増加傾向にあり、平成20年度の夏季に比べて、平成21年度の秋季の利用者数は約2.3倍に増加しています。
- ▶ 利用状況に関しては、平日で8～50人、土曜日が49～89人、日曜日が42～104人と土日の利用が多くなっています。
- ▶ 毎日安定した利用者数となっており、季節にかかわらず1年を通じて近隣の人のために身近で日常的な施設として利用されていると言えます。
- ▶ ドッグラン以外での放し飼いが見られるものの、平成21年度は平成20年度と比較してその数は2割以下に減少しています。

3) ドッグラン試行に対する意見 (平成19年4月～平成22年3月)

(資料7を参照)

平成20・21年度のドッグラン利用実態調査において、利用者に対して利用上の意見を聞いたところ、賛成意見が多数を占めている一方で、施設の改善に関する要望や反対意見も寄せられました。

また、ドッグランの入り口に設置した意見箱(平成19年4月～平成22年3月)には多種多様な意見が多数寄せられていますが、「出来てよかった」などの賛成意見のほか、更なる施設改善要望や必要性に対する疑問を投げかける意見も見られました。主な意見は以下のとおりです。

＜全体的傾向＞

- ・ドッグラン設置に関する賛否は、賛成 87%、反対 12%、その他 1%

＜賛成意見＞

- ・出来てよかった（助かっている・喜んでいる）
- ・3年間だけでなく今後も継続
- ・ドッグランの完成により公園利用者の安全性が増していると感じる
- ・ペットの飼育の是非が問われる中、一区民としてよい土地利用だと思う
- ・近隣の情報交換の場としても非常に助かっている

＜施設の改善要望＞

- ・ベンチの設置
- ・舗装について
- ・日陰
- ・境フェンス、水飲み
- ・利用時間の延長

＜反対意見＞

- ・人が使えるスペースが半分になり、使いづらくなった。以前はさまざまなスポーツがお互いにマナーを守り同時に遊ぶことが出来た。
- ・子ども達の遊び場を圧迫しないでほしい
- ・人間のための公園であるべき。ドッグランは一部の人にしか機能していない。もとに戻してほしい
- ・芝生地で遊ばしている。キャッチボール場に復元すべし。税金の無駄使い

4) ドッグラン試行の検証

芝浦中央公園におけるドッグラン試行についての検証結果は以下のとおりです。

- ① 利用者は、芝浦港南地区が約 76%、交通手段は徒歩が約 79%であることから、地域の人が多く利用していることがわかりました。
- ② 平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、ドッグランの認知度の高まりに合わせて利用者が増加していることから、地域としてドッグランへのニーズがあることが確認されました。
- ③ 季節を問わず同程度の利用者が確認できたことから、ドッグランが 1 年を通じて利用される施設であることがわかりました。
- ④ 平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、ドッグラン以外での放し飼いの件数が減少していることから、公園における飼い主のマナー向上や、他の利用者との棲み分けによって安全性と快適性を確保する方法として有効であることがわかりました。
- ⑤ 既設の投球場の一部を改修した結果、遊び場が減少したことに対する苦情やドッグランの設置に反対する意見が寄せられたことから、一般利用者の理解を得る必要があるとともに、他の公園施設との利用調整を十分に考慮する必要があります。
- ⑥ 多数寄せられたドッグランの施設に関する改善要望や、ドッグラン懇談会での意見交換を基に、フェンスの構造や日かげを確保するためのパーゴラ設置など、施設の追加や改善を行いました。これらの対応を踏まえ、施設として必要な整備内容を把握することができました。

第2章 ドッグラン設置の基本的考え方

1 設置検討にあたっての条件

これまでの検討及び芝浦中央公園におけるドッグラン試行に対する検証から、公園にドッグランを設置することによって犬の飼い主と一般利用者との棲み分けを実現し、お互いの安全性と快適性を確保するとともに、飼い主のマナー向上につながることを確認されました。

しかし、一般利用者から、従来の飼い主のマナーの悪さからドッグランの整備に反対する意見や、ドッグランが整備されることにより、従来利用していた施設を利用できなくなることに反対する意見なども寄せられています。

また、芝浦中央公園での試行では近隣住民から騒音や悪臭による苦情は寄せられませんでした。住宅に隣接した場所に整備した場合には相当の迷惑がかかることが想定されます。

以上を踏まえ、以下の3つの条件が整うことを前提として、ドッグラン設置の検討を行います。

① ドッグランの標準面積を確保できること

ドッグランを設置しても、ドッグラン以外の利用に供する公園面積を十分確保できる規模の公園であること。

エリア区分や地面の材質、フェンスの構造など『ドッグランの整備内容』に示した整備が可能であること。

② 当該公園利用者の理解が得られること

ドッグラン設置による一般利用者との棲み分けを行うことで、公園全体が安全で安心して快適に利用できることについて、一般利用者の理解が得られること。

③ 近隣住民の理解が得られること

ドッグラン設置に対する公園の近隣住民の理解が得られること。

2 ドッグランの管理運営にあたって

利用者が快適にドッグランを利用できるようにするためには、以下のような管理運営が必要です。

① ボランティアや専門知識を有する団体などの協力を得ること

利用者と構成するボランティア団体や、犬に関する専門知識を持った団体等の協力を得ることで、人と犬との共存の場を実現するに適した管理・運営体制の構築を目指します。

② ルールとマナーの徹底

芝浦中央公園のドッグランの試行に際しては利用規約を策定し、大きなトラブルもなく運営が行われました。しかし、中には犬を連れていない人の入場、ドッグラン内での飲食・喫煙等規約を守らない人が見られました。飼い主のマナーの徹底を図っていくためにも、ドッグランでの犬のしつけ教室やマナー教室などを開催し、公園や公共の場における飼い主のマナー向上を図り、快適な人と犬との共存を実現します。

③ 利用登録制度

利用登録制度は、飼い主のマナーと密接な関係があり、保健所と連携し畜犬登録や予防接種をしている犬の利用とするために採用します。

④ 愛犬家に広く開放された施設としての運営

一部の愛犬家の利用に供されることなく、幅広い愛犬家に利用される施設として運営します。

3 ドッグランの本格整備

以下の公園について、ドッグランの本格整備に向けての取り組みを開始します。

1) 芝浦中央公園

現在試行しているドッグランについては、『ドッグラン試行の検証』に示したとおり、飼い主のマナーの向上や他の公園利用者の安全性及び快適性の確保につながっていることから、本格整備に向けて取り組みを進めていきます。今後、ドッグラン利用者や犬に関する専門知識を持つ団体等の協力が得られるよう管理・運営体制の構築を目指します。

2) 港南緑水公園

近隣住民及び飼い主で構成する団体からの要望を受けて、平成24年度の開園に向けた公園整備の中にドッグランの設置も含まれており、本格整備に向けて取り組みを進めていきます。今後、要望している団体と管理運営方法などの協議を行うとともに、近隣住民の理解を求めていきます。

3) その他

上記以外の公園については、『設置検討にあたっての条件』で示した3つの条件が整うことを前提として、ドッグラン設置を検討します。

また、区立公園のほか、都立公園、その他のオープンスペースの利用も視野に入れて検討していきます。

4) 本格整備に向けての取り組み

今後、関係部署の職員で構成する「ドッグラン検討部会」において、ドッグランの設置検討を行うものとし、原則として以下のような役割分担で対応することとします。

現在、犬の放し飼いやフンの不始末などトラブルが多発している区立公園等においては、制札板の設置や注意喚起等を行っています。ドッグラン設置が不可能な区立公園等についても、安全で安心して快適に利用できるよう、「ドッグラン検討部会」で飼い主のマナー向上を図るための対策を検討します。

	街づくり支援部	各総合支所	管理運営団体
設置検討	○	○	
整備工事	○		
管理運営		○	○(協力)

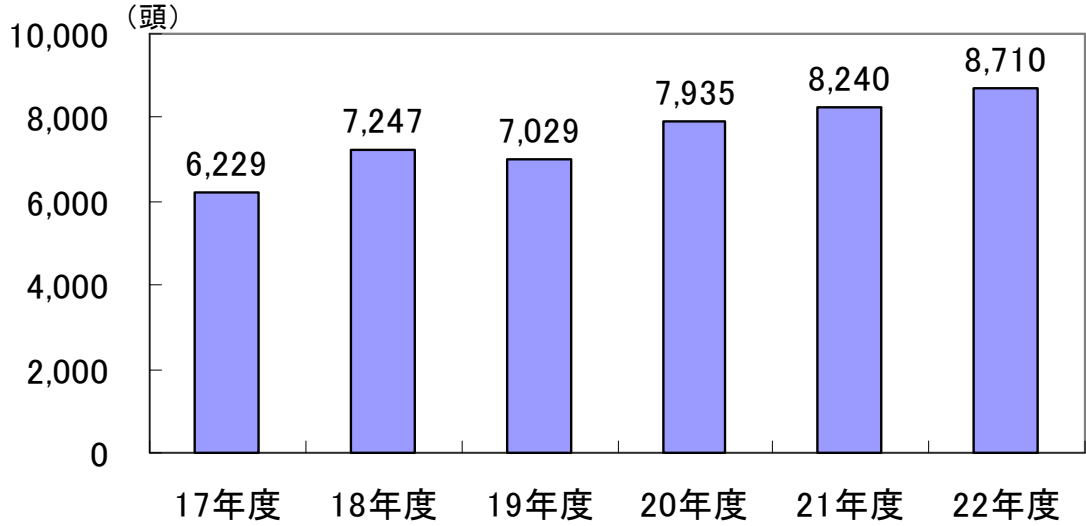
4 ドッグランの整備内容

芝浦中央公園での試行結果や、ドッグラン懇談会での検討を踏まえ、ドッグラン設置の際には、以下のような整備内容とすることを標準とします。

面積	概ね 1,000 m ² 以上とし、最低でも 500 m ² 程度を確保する。
エリア区分	犬の安全性、犬同士のトラブルを回避するため少なくとも小型犬、一般ゾーンの 2 区分は設定する。
入口の構造	他の公園利用者の怪我を防止するため、リードを放した犬が逃げにくいよう、安全性を考慮して入口とエリアの入口を二重構造とする。
地面の材質	病原菌が繁殖しにくい素材とする。
フェンスの構造	ドッグラン外周 形状：メッシュフェンス 高さ：1.5m以上 小型犬ゾーンと一般ゾーンを仕切る場合のフェンス 高さ：1.5m以上
犬用のトイレ	各エリアに 1 つずつ配置
犬用の水飲み場と足洗い場	水飲み場兼足洗い場を 1 箇所以上設置
リードに関して	リードフックは設置しない（他の犬に襲われたときに逃げることができるようにするため）。 ドッグラン以外でのノーリードは禁止する。
飼い主用の休憩施設	ベンチに関する要望が高かったため設置する。また、日かげを確保するためのパーゴラや植栽を設置できることとする。
掲示板	利用規約その他を掲載した掲示板を設置する。

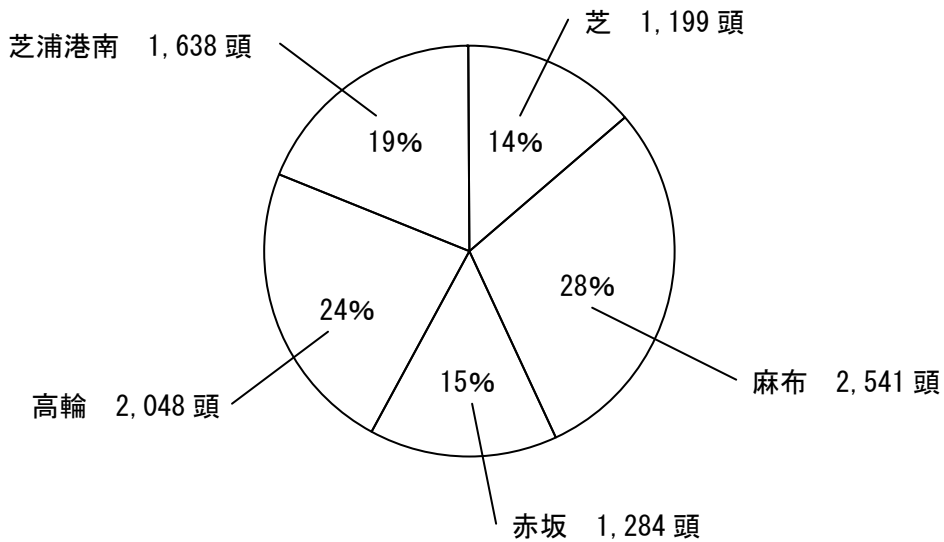
畜犬登録の状況

1 畜犬登録頭数（みなと保健所調べ）



※ 平成 22 年度は、平成 22 年 12 月 24 日現在

2 支所別畜犬登録頭数（平成 22 年 12 月 24 日現在）



都内のドッグラン一覧

	公園名称	開園面積	ドッグラン面積	運営団体	登録料・利用料	利用者登録
都立公園 (建設局)	水元公園	86.2ha	3,500 m ²	利用者団体	無料	採用
	舎人公園	61.2ha	2,000 m ²	利用者団体	無料	採用
	木場公園	24.1ha	2,040 m ²	利用者団体	無料	採用
	代々木公園	54.1ha	3,500 m ²	利用者団体	無料	採用
	駒沢オリンピック公園	41.3ha	1,200 m ²	利用者団体	無料	採用
	蘆花恒春園	7.8ha	1,450 m ²	利用者団体	無料	採用
	城北中央公園	25.4ha	2,000 m ²	利用者団体	無料	採用
	篠崎公園	29.3ha	1,595 m ²	利用者団体	無料	採用
	神代植物公園	47.7ha	3,000 m ²	NPO	無料	採用
	小金井公園	79.1ha	3,300 m ²	利用者団体	無料	採用
小山内裏公園	45.9ha	1,600 m ²	利用者団体	無料	採用	
都立公園 (港湾局)	大井ふ頭中央海浜公園	45.4ha	1,200 m ²	なし	無料	採用
	辰巳の森海浜公園	16.9ha	1,730 m ²	なし	無料	採用
	城南島海浜公園	19.9ha	2,800 m ²	なし	無料	採用
区立公園 (常設のみ)	築地川公園 (中央区)	0.3ha	650 m ²	なし	無料	不採用
	落合公園 (新宿区)	0.9ha	690 m ²	利用者団体	無料	不採用
	目白台運動公園 (文京区)	3.0ha	300 m ²	なし	無料	採用
	平和の森公園 (中野区)	5.0ha	180 m ²	なし	無料	不採用
国営公園	昭和記念公園	162.5ha	5,500 m ²	NPO (常駐)	無料	採用

(港区調べ)

公園等利用実態調査（平成16年度実施）

1 調査目的

「港にぎわい公園事業」を推進するための調査編と位置づけ、公園及びトイレの利用実態、施設状況、区民及び利用者の要望等を把握するために各種調査を行い、調査結果をもとに課題を抽出する。

2 調査期間

平成16年 8月 6日～平成17年 3月25日

3 調査内容（以下、「トイレ」に関する事項は除く）

1) 利用実態調査

区立公園、児童遊園、遊び場、緑地、公営住宅等内公園（広場）、公開空地における利用者数及び利用者の属性に関する調査

2) アンケート調査

- (1) 利用者アンケート：利用者アンケート、犬の飼い主アンケート
- (2) その他：近隣住民、区政モニター、アドプト参加団体アンケート

4 ドッグランに関する調査

1) ペットに関する利用実態調査

(1) 調査対象

区立公園、児童遊園、遊び場、運河沿緑地でペットを連れている公園利用者

(2) 調査方法

公園の出入口又は全体が見渡せるポイントで利用数及び属性をカウントする。

(3) 調査時の利用数（全箇所合計 1日あたり）

平日 1,224 匹（うち放し飼い 15.7%） 休日 1,655 匹（うち放し飼い 12.3%）

2) 犬の飼い主アンケート

(1) 調査対象

有栖川宮記念公園、亀塚公園、芝公園でペットを連れている公園利用者

(2) 調査方法

聞き取りによる調査

(3) サンプル数

	有栖川宮記念公園	亀塚公園	芝公園
平日	16 人	20 人	4 人
休日	21 人	18 人	14 人

(4) 調査項目（ドッグラン関係）

- ・ドッグランの設置希望
- ・ドッグランの管理運営のあり方
- ・飼い主のマナー向上の取り組みについて

5 調査結果概要

1) 犬の飼い主を対象としたアンケート（平日・休日合計）

① どちらにお住まいですか。

	区内	区外
有栖川宮記念公園 (N=37)	<u>29</u> (78.4%)	<u>8</u> (21.6%)
亀塚公園 (N=38)	<u>38</u> (100.0%)	<u>0</u> (0.0%)
芝公園 (N=18)	<u>18</u> (100.0%)	<u>0</u> (0.0%)
合計 (N=93)	<u>85</u> (91.4%)	<u>8</u> (8.6%)

② ここまで何で来られましたか。（交通手段）

	徒歩	乗用車	自転車	その他
有栖川宮記念公園 (N=36)	<u>29</u> (78.4%)	<u>2</u> (5.4%)	<u>3</u> (8.3%)	2 (16.2%)
亀塚公園 (N=37)	<u>37</u> (100.0%)	<u>0</u> (0.0%)	<u>0</u> (0.0%)	<u>0</u> (0.0%)
芝公園 (N=16)	<u>15</u> (93.8%)	<u>0</u> (0.0%)	<u>1</u> (6.2%)	<u>0</u> (0.0%)
合計 (N=89)	<u>81</u> (91.0%)	<u>2</u> (2.2%)	<u>4</u> (4.6%)	<u>2</u> (2.2%)

③ ドッグランがあればいいと思いますか。

	あればいい	どちらでもいい	なくていい
有栖川宮記念公園 (N=37)	<u>29</u> (78.4%)	<u>2</u> (5.4%)	<u>6</u> (16.2%)
亀塚公園 (N=38)	<u>18</u> (47.4%)	<u>1</u> (2.6%)	<u>19</u> (50.0%)
芝公園 (N=18)	<u>8</u> (44.5%)	<u>4</u> (22.2%)	<u>6</u> (33.3%)
合計 (N=93)	<u>55</u> (59.2%)	<u>7</u> (7.5%)	<u>31</u> (33.3%)

④ ペットの飼い主に対してのしつけや、マナーについての講習会があれば利用しますか。

	利用したい	特に利用したくない
有栖川宮記念公園 (N=37)	<u>20</u> (54.1%)	<u>17</u> (45.9%)
亀塚公園 (N=38)	<u>34</u> (89.5%)	<u>4</u> (10.5%)
芝公園 (N=18)	<u>10</u> (55.6%)	<u>8</u> (44.4%)
合計 (N=93)	<u>64</u> (68.8%)	<u>29</u> (31.2%)

2) 犬の飼い主以外の公園利用者を対象としたアンケート

公園内に犬を連れ込むことをどう思いますか。(N=599)

マナーを守れば自由に連れ込んでも良い	<u>452</u> (75.5%)
ドッグランの設置が条件となる	<u>56</u> (9.3%)
注意看板や巡回などが条件となる	<u>34</u> (5.7%)
禁止にしてほしい	<u>48</u> (8.0%)
その他	<u>9</u> (1.5%)

ドッグランに対する区民意見募集（平成17年度実施）

1 目的

「港にぎわい公園事業」の中でのドッグラン検討において、広く区民の意見を聴くため。

2 募集期間 平成17年 6月11日～平成17年 7月12日

3 募集対象 港区内に在住、在勤、在学の方

4 募集方法

広報みなと及びホームページにて周知し、電子掲示板（ホームページ）、電話、FAX、郵送にて回答

5 意見総数 44件

6 結果

（1）意見集計結果

	賛成	反対	その他	合計
ホームページ	16	3	6	25(57%)
電話	4	3	0	7(16%)
FAX	5	2	1	8(18%)
郵送	3	1	0	4(9%)
合計	28(64%)	9(20%)	7(16%)	44

※ 「その他」は条件付賛成など

（2）寄せられた主な意見

＜設置に関する意見＞

- ・歩いて行ける距離にドッグランがほしい。
- ・ドッグランをつくれればマナーを守る人が増える。
- ・放し飼いに対する苦情対策になる。
- ・ドッグランで、ほかの犬と仲良く遊ばせたい。
- ・人と車が引切りなしに走る町中の散歩は犬以上に人も疲れる。ドッグランを散歩の場にしたい。
- ・ドッグランをつくれれば犬嫌いの人も、子供も高齢者も安心して公園を利用できる。
- ・犬も家族の一員である。犬だけ排除する考えは良くない。
- ・合法的に犬の遊ぶ場所をつくるのが、住民の安全を守り、国際都市港区を外国の方々に認めてもらうきっかけになる。
- ・飼い主同士のコミュニティの場としてドッグランがほしい。
- ・マンション、特にペット可能マンションの増加に合わせドッグランは必要。
- ・犬のストレス解消に、自由に走り回れる場所がほしい。

- ・夜間使用、区外からの利用、問題発生時の対処方法、試行期間の検討など慎重に行ってもらいたい。

<施設に関する意見>

- ・十分な日陰
- ・ベンチ
- ・犬用水飲み
- ・温水シャワー
- ・地面はコンクリートではなく、土、芝生、チップなどにしてほしい。
- ・地面は掃除がしやすく、衛生的なものでかつダニ、ノミが発生しない塩化ビニル性素材が良い。
- ・犬のフンを入れる消臭・蓋付きのボックスを設置する。フンは肥料に変えて再利用する。
- ・アジリティ（犬用障害物）
- ・出入り口を二重、三重にしてほしい。
- ・室内ドッグラン
- ・多階式ゴルフ練習場のようなドッグランにする。3階建てにして、それぞれの階を大型、中型、小型犬専用にし、各階に遊び場とトイレをつくる。1階にはグルーミングをするところ、獣医、お店などを置く。狭い敷地を有効利用しコストを押さえる。

<管理に関する意見>

- ・子供が遊ぶ時間帯（午後 1:00～5:00）をさける。
- ・小型犬・大型犬広場を分けてほしい。
- ・きちんとしつけされていない犬、予防接種を受けていない犬は利用できないようにする。
- ・管理は飼い主が担当制で行う。
- ・愛犬家が自主的に清掃をする。
- ・犬について知識のある、常駐する管理人が必要。マナーやしつけを注意、指導し、飼育相談にもものる。
- ・トラブルは自己責任。当事者同士で解決する。

<場所に関する意見>

- ・広い敷地を購入して公園とし、その一部にドッグランを新設する。
- ・公園との併設をさけ、独立したものにす。 (子供が怖がるので)

<その他の意見>

- ・犬のしつけ教室や、飼い主のマナー教室を開いてほしい。
- ・年に1回犬の訓練の成果を競う大会を開催し、区の行事として他区からの参加も受け入れ、他区との交流や港区の活性化につなげる。
- ・ペットのための大型チェーンと共同出資する。

<反対意見>

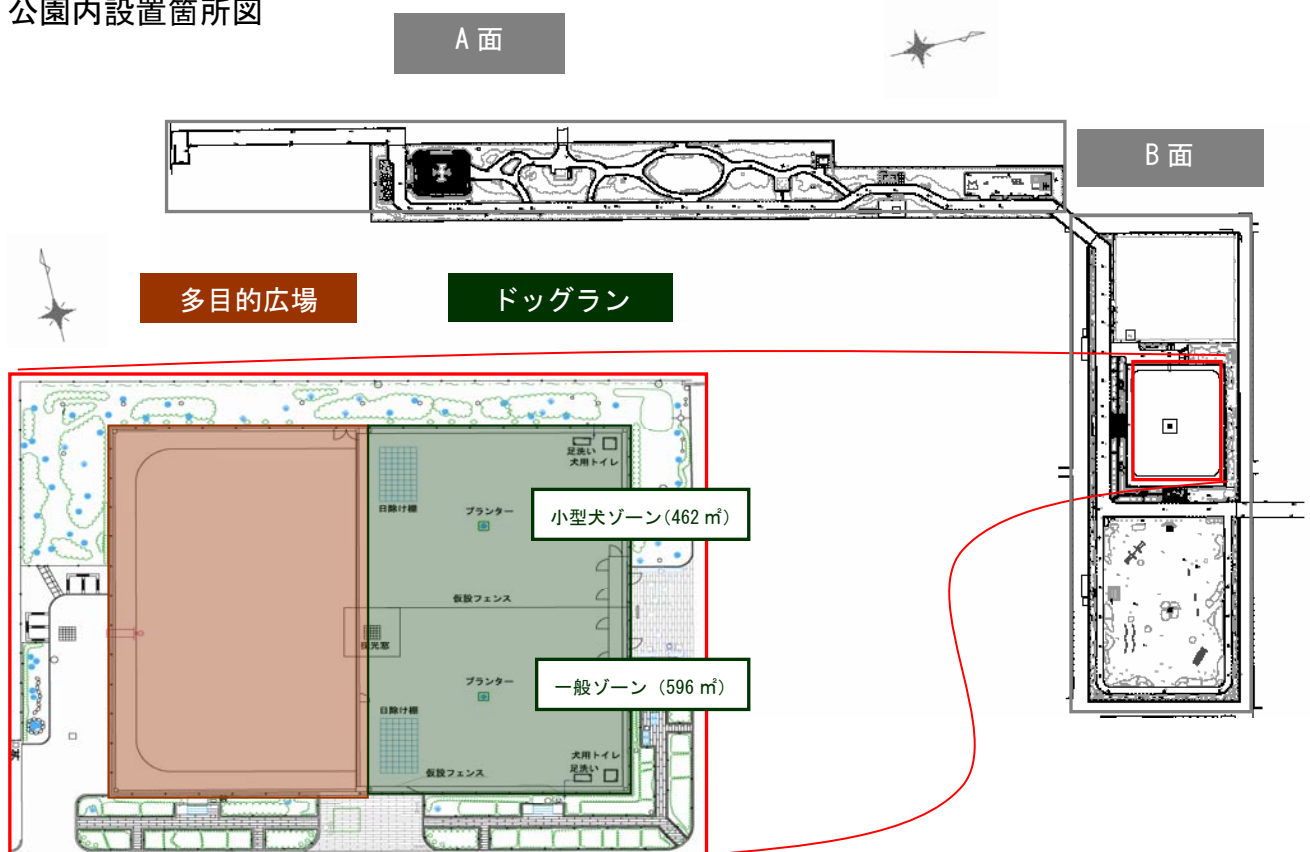
- ・犬を飼っている一部の人達だけのためのものなので、公共の場につくるべきではない。
- ・個々の飼い主が考えるレベルであり公的機関がドッグランについて考える必要はない。
- ・ドッグランをつくったら犬の鳴き声でうるさくなり、公園が憩いの場所でなくなる。
- ・住民の税金だけでなく、ドッグラン使用者にも負担を求めるべき。犬を人生のパートナーと思っているなら苦になるはずない。
- ・鳴き声がうるさいので住宅地につくるのは反対。
- ・ドッグランをつくると、区内外から人と車が集中するので市街地につくるのは反対。
- ・モラルのない人達のためにドッグランをつくるのは反対。
- ・多額の金銭を投じ新たに施設をつくるより、今ある公園や学校の校庭を開放する方が良い。
- ・既存の区立公園につくるのは反対。
- ・例えば子供と犬の遊ぶ場所を分けたとしても、臭い、抜け毛、走り回る時の砂ぼこり等、衛生面が心配。
- ・どうしてもドッグランを設置するのであれば、区内の公園への犬の立ち入りそのものを禁止してほしい。
- ・犬を飼う人何人当たりにもどの位の規模で必要とされるものなのか？計画なく設置しては、将来の更なる設置要望に対応しきれなくなるだろう。
- ・ドッグランをつくってもマナー向上にはならない。マナーの向上を図ってからドッグランを考えるべき。
- ・郊外の既存のドッグランに連れて行き、飼い主が自己解決すべき。

芝浦中央公園ドッグラン試行（平成19～21年度）

1 ドッグラン試行概要

・試行場所	芝浦中央公園（港区港南一丁目2番28号）
・ドッグラン面積	1,058 m ² （公園面積：19,613 m ² ）
・エリア区分方法	小型犬ゾーン、一般ゾーンの2区分
・開設時間 （開園時間と同じ）	午前9時～午後5時（10月～翌4月） 午前9時～午後7時（5月～9月）
・利用料金	無料
・利用登録制	なし（畜犬登録・予防接種は必須）
・運営ボランティア団体	なし（港区による管理運営）
・配置した施設	フェンス（外周部・エリア区分用）、パーゴラ、 犬用水飲み兼足洗い場、犬用トイレ、プランター

2 公園内設置箇所図



3 しつけ教室の実施

平成19年11～12月に「港区犬のしつけ教室卒業生の会」が主体となって3回実施

4 ドッグラン状況写真



ドッグラン中央部



利用者の状況

5 ドッグラン利用規約

ここは、犬と飼い主のみなさんが、マナーを学びながら楽しく過ごす場所です。
下記のことを守って、ご利用ください。

- ① ドッグラン内外で起きた犬のトラブルは、飼い主の自己責任とさせていただきます。港区は責任を負いません。
- ② 狂犬病予防法に基づく畜犬登録をしていない犬、狂犬病予防接種を1年以内に受けていない犬は利用できません。また、混合ワクチンの予防接種を1年以内に受けていない犬、および病気の犬は利用できません。
- ③ 発情期のメス犬は利用できません。
- ④ 犬以外のペットの入場、犬を連れていない人の入場はできません。
- ⑤ 三歳以下の乳幼児は入場できません。
- ⑥ 中学生以下は、保護者の同伴が必要です。また、子供を連れて入場する時は、子供からも目を離さないでください。
- ⑦ 飼い主の飲食、喫煙はできません。
- ⑧ 犬のおもちゃ、食べ物の持込みはできません。
- ⑨ フンはお持ち帰りください。
- ⑩ 営利目的の活動はできません。
- ⑪ 公園内のドッグラン以外の場所では、リードを離さないでください。
- ⑫ 飼い主は常に愛犬から目を離さず、いつでも速やかに対処できる十分な気配りを願います。

ドッグラン利用実態調査（平成20・21年度実施）

1 調査目的

試行的に開設している芝浦中央公園ドッグランについて、ドッグラン及びドッグラン周辺施設の利用実態を把握するため。

2 調査日

	夏季	秋季
平成20年度	8月2日(土)～8日(金)	10月14日(火)～20日(月)
平成21年度	8月17日(月)～23日(日)	12月18日(金)～24日(木)

3 調査内容

- (1) ドッグラン利用実態調査：利用人数、利用頭数、利用目的、聞き取り調査
- (2) ドッグランに隣接する多目的広場の利用実態調査：利用人数、利用目的、利用者属性
- (3) ドッグラン外での犬放し飼い調査：放し飼い件数、放し飼い場所

4 調査結果

(1) ドッグラン利用者数調査

平成20年度実施

夏季	天候	利用者数	頭数			秋季	天候	利用者数	頭数		
			一般ゾーン	小型犬ゾーン	合計				一般ゾーン	小型犬ゾーン	合計
8月2日(土)	晴れ	54	32	25	57	10月14日(火)	雨	9	8	4	12
8月3日(日)	晴れ	42	37	5	42	10月15日(水)	晴れ	34	33	12	45
8月4日(月)	晴れ	26	8	22	30	10月16日(木)	晴れ	33	37	7	44
8月5日(火)	雨	8	7	2	9	10月17日(金)	曇り	26	23	8	31
8月6日(水)	晴れ	18	7	9	16	10月18日(土)	晴れ	71	48	12	60
8月7日(木)	晴れ	14	9	6	15	10月19日(日)	曇り	104	82	19	101
8月8日(金)	晴れ	25	18	11	29	10月20日(月)	晴れ	33	31	12	43
計		187	118	80	198	計		310	262	74	336

平成21年度実施

夏季	天候	利用者数	頭数			秋季	天候	利用者数	頭数		
			一般ゾーン	小型犬ゾーン	合計				一般ゾーン	小型犬ゾーン	合計
8月17日(月)	晴れ	34	15	18	33	12月18日(金)	晴れ	50	23	37	60
8月18日(火)	曇り	31	11	24	35	12月19日(土)	晴れ	89	34	55	89
8月19日(水)	晴れ	37	20	19	39	12月20日(日)	晴れ	99	41	59	100
8月20日(木)	晴れ	33	16	23	39	12月21日(月)	晴れ	30	13	20	33
8月21日(金)	曇り	39	25	28	53	12月22日(火)	晴れ	40	20	27	47
8月22日(土)	曇り	49	26	22	48	12月23日(水・祝日)	晴れ	98	30	53	83
8月23日(日)	晴れ	73	31	40	71	12月24日(木)	晴れ	33	18	23	41
計		296	144	174	318	計		439	179	274	453

(2) 放し飼い件数調査

平成20年度実施

夏季	A面		B面		合計	秋季	A面		B面		合計
	芝生小広場	その他	木製遊具広場	その他			芝生小広場	その他	木製遊具広場	その他	
8月2日(土)	3	0	4	1	8	10月14日(火)	0	0	6	6	12
8月3日(日)	0	0	7	3	10	10月15日(水)	19	0	6	3	28
8月4日(月)	2	0	9	3	14	10月16日(木)	13	1	7	2	23
8月5日(火)	0	1	1	1	3	10月17日(金)	1	0	9	2	12
8月6日(水)	5	5	13	5	28	10月18日(土)	8	0	6	3	17
8月7日(木)	5	3	12	1	21	10月19日(日)	0	1	6	8	15
8月8日(金)	5	0	7	4	16	10月20日(月)	9	0	10	3	22
計	20	9	53	18	100	計	50	2	50	27	129

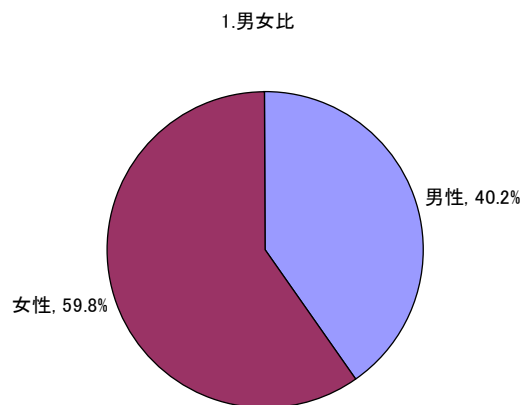
平成21年度実施

夏季	A面		B面		合計	秋季	A面		B面		合計
	芝生小広場	その他	木製遊具広場	その他			芝生小広場	その他	木製遊具広場	その他	
8月17日(月)	0	0	3	0	3	12月18日(金)	0	0	0	0	0
8月18日(火)	3	0	5	0	8	12月19日(土)	0	0	0	0	0
8月19日(水)	1	0	1	0	2	12月20日(日)	6	0	0	0	6
8月20日(木)	1	0	4	1	6	12月21日(月)	1	0	1	0	2
8月21日(金)	0	0	0	0	0	12月22日(火)	1	0	1	0	2
8月22日(土)	0	0	4	0	4	12月23日(水・祝日)	2	0	1	0	3
8月23日(日)	0	0	3	0	3	12月24日(木)	2	0	2	0	4
計	5	0	20	1	26	計	12	0	5	0	17

(3) 利用者属性調査

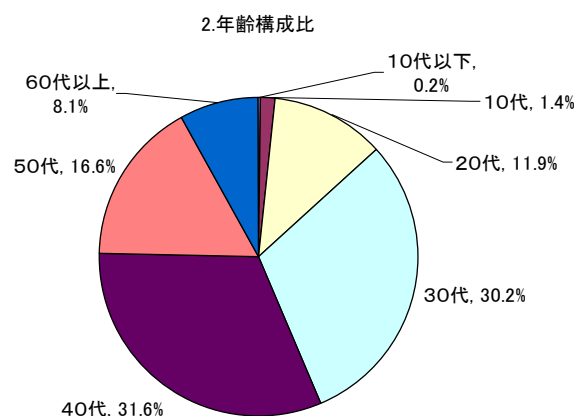
1 性別

	H20	H21	計	
男性	92	193	285	40.2%
女性	111	313	424	59.8%
合計	203	506	709	100.0%



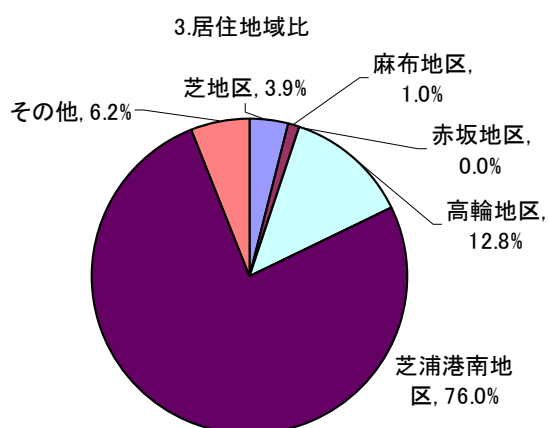
2 年齢

	H20	H21	計	
小学生以下	2	1	3	1.0%
中高生	2	7	9	1.0%
19～59才	184	457	641	90.6%
60代以上	15	41	56	7.4%
合計	203	506	709	100.0%



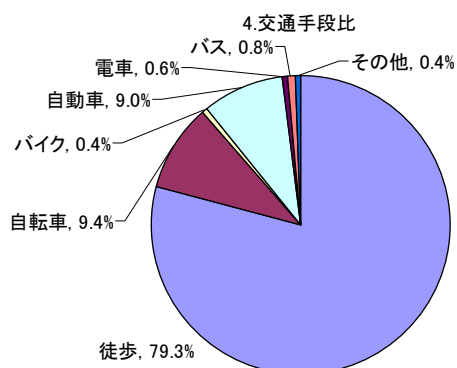
3 居住地域

	H20	H21	計	
芝地区	6	22	28	3.9%
麻布地区	4	3	7	1.0%
赤坂地区	0	0	0	0.0%
高輪地区	24	67	91	12.8%
芝浦港南地区	149	390	539	76.0%
港区以外	20	24	44	6.2%
合計	203	506	709	100.0%



4 交通手段

	H20	H21	計	
徒歩	158	404	562	79.3%
自転車	28	39	67	9.4%
バイク	0	3	3	0.4%
自動車	15	49	64	9.0%
電車	2	2	4	0.6%
バス	0	6	6	0.8%
その他	0	3	3	0.4%
合計	203	506	709	100.0%

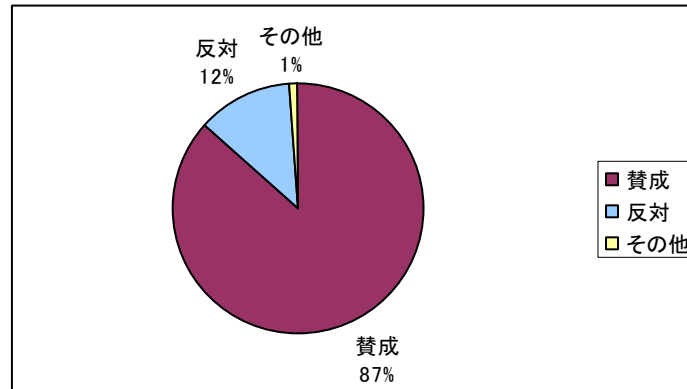


芝浦中央公園ドッグラン意見の集約

(平成19年4月12日～平成22年3月1日)

意見集計 (単位：意見数)

計	賛 成		反 対	その他
	全 般	施設、管理要望		ドッグラン外放飼い
	59	235	41	4
339	294		41	4



主な賛成意見

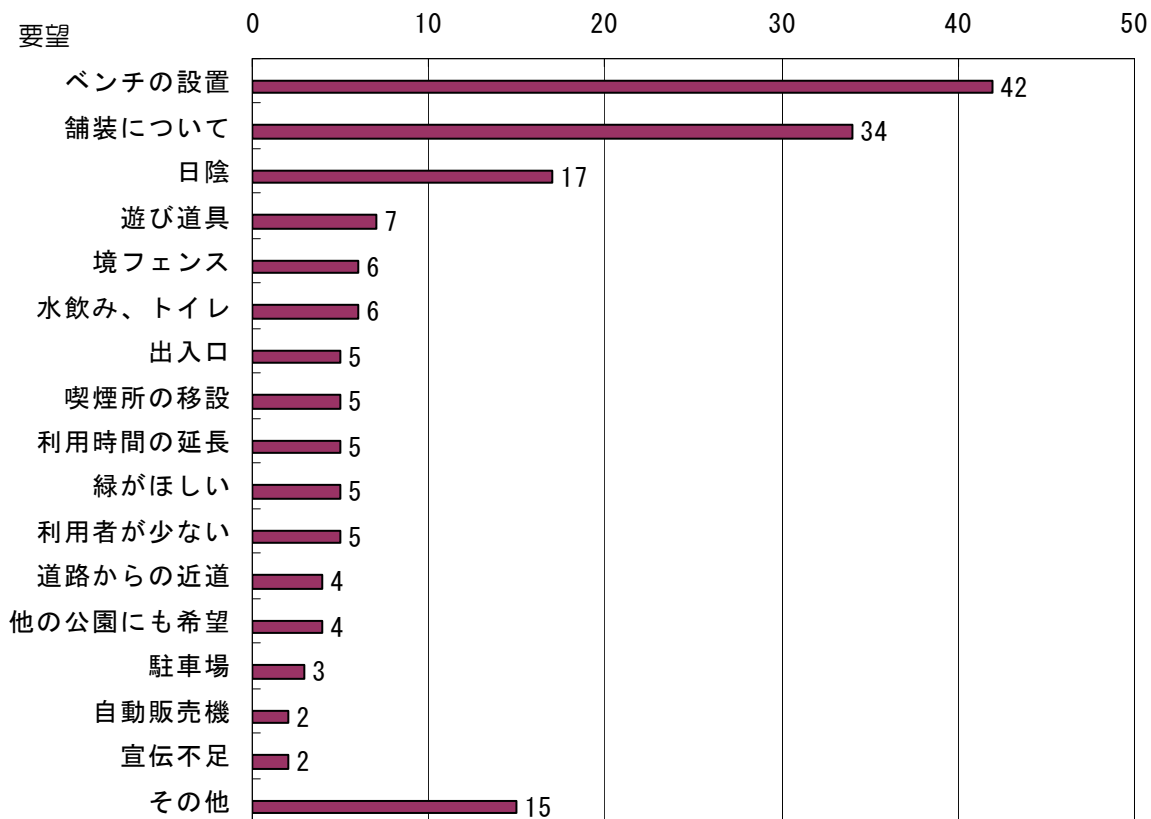
- ・出来てよかった (助かっている・喜んでいる)
- ・大変良い施設
- ・3年間だけでなく今後も継続
- ・ドッグランの完成により公園利用者の安全性が増していると感じる
- ・ペットの飼育の是非が問われる中、一区民としてよい土地利用だと思う
- ・管理が行き届いている
- ・近隣の情報交換の場としても非常に助かっている

主な反対意見

- ・人が使えるスペースが半分になり、使いづらくなった。以前はさまざまなスポーツがお互いにマナーを守り同時の遊ぶことが出来た。
- ・今まで楽しんでいた人々の権利を侵害している。ゆるされないことだ。元に戻してほしい。
- ・犬のための運動場をつくるのは馬鹿げている
- ・数少ない公園のスペースを、犬のために使うのはおかしい
- ・子ども達の遊び場を圧迫しないでほしい
- ・人間のための公園であるべき。ドッグランは一部の人にしか機能していない。もとに戻してほしい。
- ・芝生地で遊ばしている。キャッチボール場に復元すべし。税金の無駄使い
- ・子ども達が増加している地域。ドッグランより、子ども達が楽しく遊べる公園にして欲しい。
- ・ドッグランが出来たにもかかわらず。芝生の方で遊ばしている、子ども達のスペースがなくなっていくそう。
- ・ドッグランをなくして、野球やサッカーなどのスポーツする場所を増やしてほしい

施設、管理に関する要望

意見数



その他の主な要望

- ・出来ればもう少し広いと嬉しい
- ・ドッグラン内に木々の植栽（犬は臭いをかぐのが好き）
- ・左のランを小型犬用にして欲しい（大型犬はほとんど来ないし、来ても園内一周して帰る、左のほうが風通しが良く木陰もあるため）
- ・ウンチ用のゴミ箱は欲しい
- ・狂犬病、ワクチン等のチェック
- ・大型犬に対し小型犬のスペースが広いように思われる
- ・小型犬エリアに大きな柴犬を遊ばしており恐ろしくて中には入れない。きちんと管理してほしい。
- ・夜使えるドッグランが欲しい
- ・飼い主の自己責任、飼い主同士の責任の明記だけで良いのではないか。マナーが良いので心配がないと思う。
- ・場所の狭さ（都内で一番小さいかも）もさることながら、配慮に欠けたドッグランであり、犬を飼っている世帯をあまりにも軽視しているのが現れている
- ・利用者で維持管理できないか？清掃などのイベントがある時は利用者に声をかけ参加してもらえると良い
- ・より良い交流の場になるようしつけ方教室などに利用